

資料

- 資料 1 在留資格一覧表

- 資料 2 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

- 資料 3 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

- 資料 4 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

- 資料 5 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

- 資料 6 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員名簿

- 資料 7 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要

- 資料 8 広報きょうたんご掲載記事

在留資格一覧表

*在留期間：在留資格をもって在留する外国人が日本に在留することができる期間のことであり、許可される在留期間は在留資格ごとに定められている。なお、外国人は許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動を行うことができる。

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの 1. イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 2. ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 3. ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	1号は5年、2号は無期限

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動</p> <p>1. イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>2. ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>3. ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動（2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>		
経営・管理	<p>本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）</p>	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	<p>外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動</p>	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	<p>医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動</p>	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）</p>	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	<p>本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動</p>	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。）</p>	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	<p>本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動</p>	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	<p>1号</p> <p>1. イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>2. ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号</p> <p>1. イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>2. ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
介護	介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護（又は介護の指導）の業務に従事	日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、介護福祉士の資格を取得した方	5年、3年、1年又は3月
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期過程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制 に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

《活動に制限のない在留資格》

在留資格	日本において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

※1 平成29年9月1日施行

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 20 日

告示第 112 号

(設置)

第 1 条 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らすまちづくりの実現に向け、多文化共生推進に係るプラン(以下「推進プラン」という。)を策定するに当たり広く意見を求めるため、京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、多文化共生推進に関し必要と認められる事項

(組織及び委員)

第 3 条 委員会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国際交流団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (2) 外国人を雇用する企業等を代表する者又はその企業等の推薦を受けた者
- (3) 外国人の居住、福祉、教育等に関係する団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (4) 多文化共生に関し識見を有する者
- (5) 在住外国人
- (6) 市民公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第 5 条 委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて委員会の会議(以下「会議」という。)に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査、研究又は審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月20日から施行する。

■ 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿（敬称略）

委員会 役職	氏 名	所属等	役 職
会長	藤村 益弘	京丹後市国際交流協会	会長
副会長	宮川 優	特定非営利活動法人 京丹後コミュニティ放送	局長
委員	山崎 喜代枝	京丹後市民生児童委員協議会	副会長
委員	大森 充	パナソニックフォト・ライティング 久美浜株式会社	人事・総務部長
委員	石河 良一郎	京丹後市福祉サービス事業者協議会	会長
委員	中江 香代子	京丹後人権擁護委員協議会	会長
委員	東 和彦	京丹後市区長連絡協議会	会計
委員	野口 智樹	京丹後警察署	警備課長
委員	松井 義孝	ハローワーク峰山 (峰山公共職業安定所)	統括職業指導官
委員	吉岡 公平	京丹後市社会福祉協議会	事務局長
委員	寺田 秀明	京丹後市小学校長会	会長
委員	松田 正夫	京丹後市中学校長会	会長
委員	松井 安則	京丹後市商工会	事務局長
委員	谷口 貴章	京丹後市観光協会	事務局長
委員	田茂井 ナセル	外国人市民	
委員	于 漫	外国人市民	
委員	田中 瑠奈	外国人市民	

〔アドバイザー〕

一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎
------------------	------	-------

〔オブザーバー〕

公益財団法人京都府国際センター	常務理事	三田 康明
-----------------	------	-------

〔事務局〕

	政策総括監兼企画総務部長	新井 清宏
企画総務部	次長企画政策課長事務取扱	川口 誠彦
企画総務部企画政策課	主幹	上羽 正行
企画総務部企画政策課	主任	安井 克弘
企画総務部企画政策課	国際交流員	フィービー・ホーガン
京丹後市国際交流協会	事務局長	麻田 友子

■ 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

① 第 1 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 29 年 5 月 17 日（水）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. 委員委嘱及び紹介について
2. 委員長及び副委員長の選任について
3. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について
4. アンケートの実施について

② 第 2 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 16 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. アンケート調査の結果について
2. 第 1 次多文化共生推進プランの進捗状況について
3. プランの基本理念、目標、基本方針等について

③ 第 3 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 30 年 2 月 9 日（金）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランについて

京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

平成 26 年 5 月 19 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 多文化共生のまちづくりを推進するための庁内組織として、京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げることのほか、多文化共生のまちづくりの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会の長(以下「議長」という。)は、企画総務部企画政策課長をもって充てる。

(議長の職務)

第 4 条 議長は、会務を総理する。

2 議長は、委員会において必要があると認められるときは、関係機関等に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて、議長が招集する。

2 委員会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
企画総務部企画政策課長
企画総務部総務課長
企画総務部総務課基地対策室長
企画総務部情報政策課長
市民環境部市民環境課長
市民環境部市民協働課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
商工観光部商工振興課長
商工観光部観光振興課長
建設部都市計画・建築住宅課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局子ども未来課長
消防本部総務課長

■ 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会 名簿（敬称略）

職名	氏名	備考
企画総務部企画政策課長	川口 誠彦	企画総務部次長
企画総務部総務課長	荻野 正樹	危機管理監
企画総務部総務課基地対策室長	下戸 隆男	
企画総務部情報政策課長	木村 裕一	
市民環境部市民環境課長	志水 丈浩	
市民環境部市民協働課長	月岡 良子	市民環境部理事
医療部医療政策課長	岸田 豊広	
健康長寿福祉部生活福祉課長	西山 真澄	
健康長寿福祉部健康推進課長	小谷 要子	
商工観光部商工振興課長	高橋 尚義	
商工観光部観光振興課長	引野 雅文	
建設部都市計画・建築住宅課長	山本 亮介	
教育委員会事務局学校教育課長	松本 晃治	
教育委員会事務局子ども未来課長	吉岡 正俊	教育委員会事務局理事
消防本部総務課長	池田 弘幸	

〔事務局〕

企画総務部企画政策課	安井 克弘	主任
京丹後市国際交流協会	麻田 友子	事務局長

■ 京丹後市多文化のまちづくり庁内検討委員会開催概要

① 第 1 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 29 年 5 月 15 日（月）午前 10 時 30 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 3 階 301 会議室

出 席 者：委員 10 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. 各課における多文化共生の取組みや在住外国人に関する課題等について（現状報告）

② 第 2 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 29 年 10 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出 席 者：委員 15 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. アンケート調査の結果について
3. 多文化共生プラン進捗状況について

③ 第 3 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 30 年 2 月 5 日（月）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 公室

出 席 者：委員 11 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. 第 1 次プランに基づく取組みの実施状況を踏まえた現在の課題（各課報告）
3. 第 2 回「京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会」の結果報告
4. 近況報告（情報共有）、意見交換

■ 広報きょうたんご掲載記事

(平成29年9月号)

市政ガイド



国際文化交流協会主催の事業でにぎり寿司づくりを体験。参加者は国籍や文化を越えて交流を深めた。



みんなが進めよう！
多文化共生のまちづくり
 市では、国籍や文化の違いを認め合いながら共に暮らせる豊かな社会を目指し、平成26年度に策定した多文化共生推進プランを指針として、各種施策に取り組んでいます。皆さんも取り組みの輪に加わり、一緒に多文化共生のまちづくりを進めていきましょう。

多文化共生推進プランの見直し着手

本市では、外国人が生活していく上で文化や言葉の壁を取り除き、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、平成26年度に府内初となる「多文化共生推進プラン」を策定しました。プランでは基本目標として、
 ◆安心して生活ができるまち
 ◆言葉の壁を乗り越えるまち
 ◆フレンドシップを育むまち
 ◆国際色豊かでにぎわうまち
 の実現を掲げ、関係団体、地域などと連携して取り組みを推進してきました。
 今年度においては、16歳以上の市民および外国人市民を対象にアンケート調査を実施するなど、現状を踏まえてプランの見直しを行うこととされています。

外国人は増加傾向

本市には平成29年6月末現在、中国や韓国・朝鮮、フィリピンなど19カ国403人(采軍関係者も加えると約560人)の外国人が居住しています。全国的な傾向と同様、本市においても年々外国人の数は増加しており、近年では、技能実習生として市内企業に勤務するベトナム出身者が多くなっています(下図参照)。

外国人が日本に滞在するための在留資格は大まかに①就労活動を目的としたもの(技術・技能実習ほか)②就労活動以外を目的としたもの(就学、家族滞在ほか)③身分または地位に基づくもの(日本人の配偶者等、永住者ほか)に区分されます。本市では③が247人と最も多くなっており、地域への定住が進むことがうかがえます。

外国人も地域の担い手に

そうした中、定住する外国人が地域社会の担い手となり、地区や学校の行事、ボランティア活動などに参加する機会も増えてきています。多文化共生を進めるために

は、国籍や言葉、文化など互いの違いを理解し尊重しながら、共に暮らしていくという認識が大切です。京丹後市に住む全ての人が安心して生活し、活躍できるまちづくりを進めていきましょう。

